
プロジェクト パーシャルスピンオフの会計処理

項目 第 111 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 111 回企業結合専門委員会（2024 年 1 月 22 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント対応案について

（会計処理の論拠）

2. 非相互取引であることにより会計上の取扱いを分ける理由の明確化の検討に関し、相互取引であるか非相互取引であるかを論拠として会計処理を定めていないとする点には同意するが、論拠としていないのであれば該当する記載を削除してはどうか。
3. 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「自己株式等会計適用指針案」という。）第 38-2 項に記載の論拠から、共通支配下における取引である組織再編に類似した状況である旨を削除する事務局の提案（案 B）に賛同する。共通支配下における取引である組織再編に類似した状況である旨を削除することにより、誤解を招く懸念も解消すること及び総体としての株主で投資が継続しているという趣旨が明確になると考えられる。
4. 自己株式等会計適用指針案第 38-2 項の事務局提案の該当の記載をすべて削除すべきと考える。この対応が難しい場合には、「投資が継続していると考えられるとの意見があった」と見直すことが考えられる。

（開示等）

5. 事業分離に準じた注記並びに連結キャッシュ・フロー計算書及び注記における取扱いの明確化を求めるコメントについて、これまでも企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第 10 項(2)の取引等の類似する取引が行われており、実務においても適切に対応がなされてきたと考えられるため、これを理由に特段の対応を行わないとする事務局提案に同意する。

「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」に対するコメント対応案について**（当期税金の計上区分）**

6. 企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第5項に基づく税額の計上区分の考え方について、税務上で非適格となる場合の税金の額が配当とは別の取引から生じることを理由として損益に計上すると考えるのであれば、配当に対する税金ではないということを明確に記載した方が理解に資すると考える。

（税効果を適用すべき論拠）

7. 税効果を適用すべき論拠についてコメント対応案において企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第124-2項に追記する修文案が示されているが、「親会社が留保利益を配当金として受け取ることにより解消される場合」との記載は、子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異が解消される場合であることを明確にすべきと考える。

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針（案）」に対するコメント対応案について**（連結株主資本等変動計算書の表示）**

8. その他の包括利益累計額の変動額について純額で表示するという既存の会計基準における取扱いが優先されるかの明確化に関するコメントの対応案について、「その内容を示す適当な名称をもって計上する会計処理を定めており、特定の表示科目を用いることを求めるものではない」としているが、適当な名称をもって計上するとの記載は表示に関する定めにも読めるため、公開草案の提案が会計処理に関する定めであるということを明確にするなどの対応が必要と考える。
9. 子会社株式の追加取得等によって生じた資本剰余金のうち配当した部分に対応する額についての記載の明確化を求めるコメントの対応案について、「連結財務諸表上」を「連結株主資本等変動計算書」に読み替える修文案が示されているが、「配当により個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）の減額を連結株主資本等変動計算書において修正する」と記載した方が、個別財務諸表の配当金を修正することが明確になると考える。

(個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)の減額の修正として取り扱う項目)

10. 個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)の減額の修正として取り扱う項目について理由の明確化を求めるコメントの対応案について、付随費用及び追加取得の資本剰余金以外の投資の修正額についても、付随費用及び追加取得の資本剰余金と異なる取扱いとするのであれば、その理由を補足した方が実務に資すると考える。

(完全子会社株式の配当日が当該子会社の決算日以外の日である場合の取扱い)

11. コメント対応案の記載は冗長であり、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(注5)の取扱いが認められる旨が伝われば良く、簡潔な記載とすべきである。

(設例の追加)

12. コメント対応表において、企業会計基準委員会のウェブサイトで公開される解説文の設例について記載することで、設例が周知されると考えられるため、事務局の提案に同意する。

以 上